

ナイトミュージアム企画開催業務委託仕様書

1 業務名

ナイトミュージアム企画開催業務委託

2 業務の目的

ときわ公園の冬の風物詩「TOKIWA ファンタジア」期間中、植物館においてライトアップされた植物たちの昼間とは違った表情を楽しむことができる空間を設ける。夜の幻想的な空間を植物館に設けることで、ときわ公園全体のイベントの魅力の向上、植物館の新たな魅力の発見、植物館への誘客強化に繋げる。

3 委託期間

契約日から令和6年1月31日（水）まで

4 業務の内容

(1) 開催条件

次に示す条件に基づき、(2)以降の企画提案を行うこと。

- ① 開催期間：令和5年11月26日（日）～令和6年1月8日（月・祝）の間の金曜日、土曜日、日曜日及び祝日。ただし、12月31日（日）、1月1日（月）を除く。（計19日開催）
- ② 開催場所：ときわミュージアム「世界を旅する植物館」内
- ③ 開催時間：18時00分～21時30分（入場は21時まで）
- ④ 目標来場者数：13,000人
- ⑤ 入場料：有料（一般料金として、一人500円を予定）

(2) 光の演出の企画及び施工

① 植物館内の企画

- ア 本業務と同時期にときわ遊園地で開催される「TOKIWAファンタジア」との差別化を図るため、植物館の特色を活かした落ち着いたある幻想的な空間を創出する企画を提案すること。
- イ 演出する場所については、別紙1に示す箇所とする。なお、別紙1の各箇所以外の全体のイメージも企画提案に含めること。
- ウ 使用する照明器具の指定は特に行わないが、使用電力及び発熱量の低減を図るため、LEDのスポットライト、イルミネーションライト等を希望する。
- エ ウに例示したもののほか、温室内の滝や池及びサボテンエリアはプロジェクターを使用したプロジェクションマッピング等の演出を必ず行うこと。
- オ 植物館内の音響効果については、発注者が既設の放送機材を使用してBGM（有線放送）を流す予定であるが、演出上、受託者が音源等を用意する場合は、事前

に発注者と協議すること。

② 照明器具等の設置及び撤去

ア 本業務で使用する照明器具や配線類等については、受託者が用意すること。

イ 電源については、植物館内の既設コンセントを使用すること。また、既設コンセントから各照明器具までの電源コードは、受託者が用意すること。なお、本事業に要する電力使用料については、市の負担とする。

ウ 照明器具や配線類については、屋内に設置する場合であっても、防水仕様とすること。

エ ナイトミュージアムを実施していない昼間(9:30~17:00)においても、植物館は通常どおり開館するため、照明器具等の設置場所については、昼間の植物館の景観を損なわないよう配慮すること。また、植物に照明器具等を直接取り付ける方法は避けること。これにより難しい場合は、発注者と協議の上、決定すること。

オ 照明器具等の設置及び撤去に係る作業日時については、植物館が閉館している時間帯を原則とする。なお、詳細については発注者と協議の上、決定すること。

カ 照明器具は、タイマー等の設定により、発注者が指定する時間での自動点灯、自動消灯が可能な仕様とすること。

③ 保守業務

ア 照明器具等が開催中に故障した場合、ただちに修理または交換を行い現状復旧を図ること。

イ その他、何らかのトラブル等が起きた場合に備え、迅速に対応できる体制をとること。

(3) 実績報告

事業終了後に、実績報告書を速やかに提出すること。

なお、実績報告書に記載すべきことは次のとおりとする。

①作業状況

会場設営・撤去の作業状況が分かる書面(写真を用いること)

②点検管理記録簿

設置物の保守点検・トラブルの対応記録

5 委託料の支払い

発注者から事業者へ支払う委託料は、「4 業務の内容」の業務完了日以後に支払うものとする。

6 業務の実施方法

(1) 受託者は、契約締結後速やかに企画の実施計画書を提出の上、発注者と協議し、委託業務の詳細内容及び各作業や周知実施時期を決定する。

(2) 業務の進捗状況について、発注者から求めがあった場合には、随時作業報告書や委託内容に関する資料の提出をするものとする。

7 成果品

成果物	内容	納入期限
報告書	事業者と市の協議記録	随時
実績報告書	企画展の記録画像や内容、集計結果など	令和6年1月31日(水)
その他	事業実施に当たり、市と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。	随時

8 業務の適正な実施に関すること

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (5) 本件業務の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の承認を得ないで他に漏らし、または業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (8) 受託者は、本業務に類似する全国の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的な計画を提案すること。
- (9) 受託者は、業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を受けること。
- (11) 発注者が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上、発注者に提出し、業務完了後速やかに発注者に返却するものとする。
- (12) 納入される成果品に、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、当該紛争が発注者の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (13) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、

受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (14) 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で中止になった場合は、発注者の指示により受託者がすでに完了した業務に相当する部分に限り、委託料を支払うものとし、詳細は発注者と受託者の協議によって決定する。
- (15) その他疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議の上、実施すること。

9 損害賠償

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。